⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。

なお、電子契約システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。

⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒁　本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（通期の週休２日は必須）である。

⒂　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒃　本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒄　本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

⒆　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和７・８年度における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和７・８年度における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成22年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす電気設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成22年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が次の①の基準を満たす電気設備工事であることを確認できる場合に限る。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度による認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

①　工事種目　電灯設備を更新又は新設する工事で次の内容を含むもの。

・明るさセンサによる照度制御及びスケジュール制御

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成22年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる上記①の基準を満たす電気設備工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成22年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす電気設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成22年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が上記①の基準を満たす電気設備工事であることを確認できる場合に限る。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

②　工事種目　電灯設備を更新又は新設する工事で次の内容を含むもの。

・明るさセンサによる照度制御

⑹　次の①～④に掲げる条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で１名配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たしていればよい。）。なお、複数の配置予定技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる条件を満たしていない者がいた場合は、その者を配置予定技術者から除外することを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

なお、主任技術者又は監理技術者は、現場説明書に記載された特別な理由による変更の他に、令和９年10月22日以前の任意の日において、申請された技術者の中から１回に限り交代を認める。ただし、１ヵ月以上の引継期間を経た上で交代すること。後任の主任技術者又は監理技術者は、引継期間中の専任は求めない。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。